

魚津市農業委員会総会議事録

・とき 令和8年2月5日（木）
午後2時00分
・ところ 魚津市役所第一委員会室

魚 津 市 農 業 委 員 会

議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第 4 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第3 議案 第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について
- 第5 議案 第 7 号 魚津市農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について

総会の種類	定例総会
1. 総会の期日	令和8年2月5日（木）
2. 総会の場所	魚津市役所第一委員会室
3. 農業委員の定数	14名
4. 総会に出席した農業委員の数	13名
会長（議長）	12番 北田 直喜
委員	1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝 3番 中山 彦信 4番 上樂 晃 5番 稚苗 史絵 6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦 11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一
5. 総会を欠席した農業委員の数	1名
	10番 大崎 章博
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	4名
	加積地区 西田 八郎 天神地区 吉野 俊彦 道下地区 松本 謙介 西布施地区 谷崎 雅彦
7. 議事録署名委員	
	11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂
8. 総会に出席した職員	
	事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利 主査 本田 陽一 主事 山根 悠平 主事 清水 雅之

【開 会：午後2時00分】

議 長： それではただ今から令和7年度2月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番高橋委員、13番谷越委員にお願いいた

します。

議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は3件8筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が11,730.00 m²です。

【議案第4号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7番： 今ほど事務局から説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

12番： これまで私が管理しておりましたが、申請地の山側海側どちらも譲受人が耕作しておられます。近年渴水等の問題もあることですから、譲受人が耕作することとなりました。許可妥当と考えます。

13番： 従前まで管理しておられた小作者が高齢ということもあり、地権者へ管理が難しい旨を伝えられたところ、付近を耕作しておられる譲受人へ所有権移転されることとなりました。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたら、ご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第4号は許可決定いたします。

議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目をご覧ください。今月の申請は5件12筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が5,816m²です。

【議案第5号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

松本推委： 今ほど事務局より説明があったとおりです。大崎委員からも許可妥当の旨伺っており、許可妥当と考えます。

2番： 今ほど事務局より説明があったとおりです。木下新前区長及び周辺耕作者と問題ないことを確認しており、許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 受付番号3番について、譲受人は法人ではないのか。

事務局： ご認識のとおり、譲受人は個人となっております。

4番： 南側ではなく、北側からの出入ということになるのか。

事務局： ご認識の通りです。南側については道路に隣接しておらず、畠がござります。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第5号は意見決定いたします。

議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全17件、52筆、70,610.16 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第6号は決定いたします。

議案第7号魚津市農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第7号魚津市農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の一部改正についてご説明します。

【議案第7号 議案書をもとに朗読】

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

議長： 異議が無いようですので、議案第7号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたので、その他の協議事項に移りたいと思います。

5番： ・女子農業委員登用促進研修会実施報告について

事務局： ・令和7年度農業者との意見交換会当日役割分担について

・魚津市農業委員会におけるシンボルの作成について

・議案書等配布物の送付について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後3時30分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第4号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、以前から耕作を委託していた譲受人に所有権を移転するものである。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、1月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第4号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており耕作ができないため、近隣農地を耕作する営農組合の代表理事を務める譲受人に農地の管理を任せると、所有権を移転するものである。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、1月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第4号 受付番号3番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は農地法第2条第3項に定められる農地所有適格法人であるため問題なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が遠方に居住しており耕作ができないため、近隣農地を耕作している譲受人に所有権を移転するものである。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、1月21日、事務局山根、清水が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号1番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は上下水管が埋設された道路の沿道に位置し、かつ500m ² 以内に高校及び中学校が存するため第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	駐車場用敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高照会を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになりますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場用敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場用敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け流入を防ぎつつ、自然浸透及び用悪水路へ排出する計画であり、隣接農地へ被害が及ぼぬよう十分配慮されます。 生活排水については発生しません。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	一般住宅敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続案内の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになりますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については勾配により既設水路へ排出する計画です。 生活排水については公共下水道へ接続し排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は上下水管が埋設された道路の沿道に位置し、かつ小学校及び駅から500m以内に存するため第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	共同住宅敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続案内の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになりますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、隣接地との境界に擁壁を設置しつつ、申請地内に調整池を設け、既存排水路へ排出する計画です。 生活排水については公共下水道へ接続し排出する計画です。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	駐車場用敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかぬ計画で、通帳写を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになりますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については勾配により既設水路へ排出する計画であり、生活排水については発生しません。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第5号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は土地改良事業未実施区域でかつ、農地集団規模が10ha未満である。	
転用目的	駐車場敷地	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら駐車場敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金にてまかなく計画で通帳写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に造成されております。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、隣接宅地と申請に係る農地とを一体として申請に係る事業の目的に利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水について自然浸透にて排水する計画です。 生活排水は発生しません。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		